

「公の施設の運営及び使用料等の見直し基準」の策定に向けた方針

1 趣旨

(1) 現状と課題

茅ヶ崎市では、これまで福祉施設やスポーツ施設など多種多様な公の施設を設置し、市民サービスの向上を図ってきました。

公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（地方自治法第244条第1項）です。そして、そのほとんどの施設は、市民の誰もが気軽に利用できるよう、無料もしくは低料金で質の高いサービスの提供を目標として運営してきましたが、その整備や維持、管理運営には、多額の税金が使われています。

公の施設を含む本市の公共施設は、その多くが、昭和40年代から50年代の高度成長期の人口急増期に合わせて建設されたため、現在約800棟ある建物のうち、半数以上が築30年を超えたものとなっています。

今後は、これまで整備を続けてきた施設の経年による老朽化が進み、修繕費などの維持管理経費の増加とともに、建物の更新時期にはさらに多大な経費が必要となることから、施設を維持することが財政圧迫の大きな要因となることも考えられます。

また、本市の人口は、平成22年時点では、約23万5千人（国勢調査）でしたが、市民の高齢化や生産年齢人口（15歳から64歳）の減少が年々進んでいます。人口のピークが予測される平成32年には約24万人のうち、65歳以上の高齢者が約6万3千人（約26.2%）となり、平成22年と比べると約1万2千人増加する見込みです。

生産年齢人口の減少に伴い、将来にわたって税収の伸びが期待できない中、高齢者や障害者、子ども達などに必要な社会福祉費、児童手当費、生活保護費などの扶助費の増加が想定され、こうした社会・経済情勢の変化は本市の行政運営において大きな影響を与えることが予想されます。

平成24年度の歳出決算額では、扶助費に関する事業費の多くが含まれる民生費が全体の38.2%を占める一方、学校や道路などの施設整備に充てられる投資的経費は9.0%となっています。（平成24年度包括年次財務報告書）

(2) 公の施設のあり方を見直す必要性

施設の老朽化による修繕費、維持管理経費等の増加、市民ニーズの多様

化や市民サービスにおける民間活動領域の広がりなど、公の施設を取り巻く状況は、近年、様々な変化を見せています。

また、少子高齢社会の進展により、公の施設は、高齢者の社会参加の場、生涯学習の場としての役割も大きくなってきました。こうした公の施設に求められる役割の変化に対応し、将来にわたって市民に愛される施設として運営していくためには、これまでと同じように運営するのではなく、時代の変化に合わせて、公の施設のあり方も変えていく必要があります。

厳しい財政状況の中、限られた財源で時代に合った市民サービスを提供し、トータルに市民満足度の高い施設運営を行っていくためには、長期的かつ多角的な視点から、公の施設のあり方を精査し、必要に応じた見直しを行うことが喫緊の課題です。

そこで、本市における施設の現状や管理運営の実態を市民に分かりやすく伝え、正しい理解を得るために、施設の利用状況、運営経費、老朽化の状況等、様々なデータを整理した「茅ヶ崎市公共施設白書」を作成しました。

本方針は、この「茅ヶ崎市公共施設白書」を活用し、今後の公の施設のあり方を見直すにあたって、その目指すべき姿となる「公の施設の運営及び使用料等の見直し基準」の策定に向けた考え方を示すものです。

2 これまでの取り組み

公の施設の管理運営については、平成22年度より作成してきた「公の施設の管理運営状況に関する報告書」において、サービス提供の状況、利用者数及び管理運営コスト等を把握し、業務改善に役立ててきました。

また、施設の老朽化対策としては、公共施設を資産として捉え、最適な対策を行うために、アセットマネジメント（資産の管理運用）やファシリティマネジメント（施設の管理）の考え方を取り入れた取り組みを行ってきました。

平成22年7月には、建物を目標耐用年数まで安全に使用するためのメンテナンス方針である「茅ヶ崎市公共建築物中長期保全計画」を策定し、平成25年2月には、公共施設への合理的な投資や管理に役立て、公共施設の再整備について財源を確保しながら着実に進めていくための「公共施設整備・再編計画」（改訂版）を策定しました。

公の施設の使用料については、平成8年に策定した茅ヶ崎市行政改革大綱以降、「受益と負担の公平化」、「受益者負担の適正化」等の目標を掲げ、使用料収入状況調査、新たな使用料算定に向けた試算、コストに対する考え方及び減額免除のあり方などについて、庁内で検討を進めてきましたが、統一的な基準に基づく具体的な見直しには至りませんでした。

このような中、平成24年2月に策定した「公民連携推進のための基本的な

考え方」における取組事項として、現在、直営により管理している公の施設についても、人員配置や財政面を勘案しながら、指定管理者制度導入の可能性に向けた検討を行うことや、公の施設のあり方の見直しに向けて、公共施設白書を作成すること等が位置付けられました。

公共施設白書は、「公の施設の管理運営状況に関する報告書」を発展させる形で、施設概要、職員構成、運営方法及び維持管理経費等をまとめ、トータルコスト等を適切に把握することで、施設の管理運営状況や提供するサービスの効果、将来的な施設ニーズの分析を行うための基礎資料となるものです。

また、近年の受益者負担の適正化に関する取り組みとしては、放置自転車移動保管料の有料化、公共施設敷地での職員通勤用車両駐車の有料化等を実施してきました。

さらに、平成25年7月に実施した「茅ヶ崎市政アンケート」では、スポーツ施設や文化施設等の利用者負担について、「施設の経費は利用者の使用料と税金の両方で負担すべき」とする意見が回答者の67.1%、「施設の経費は利用者の使用料で全て負担すべき」とする意見が21.2%となり、88.3%の回答者が経費を負担すべきであると考えていることが明らかとなっています。

3 基本指針

公の施設の管理運営においては、施設の設置目的を達成するために、利用者の視点に立って最も効果的で効率的な方法で行われなければなりません。そのためには、当該施設の役割や利用状況に即した施設のあり方を見直すとともに、限られた財源のなかで低コスト・高品質な公共サービスを提供するための管理運営主体についても検討を行う必要があります。

また、使用料については、長年にわたって据え置かれてきたものが多く、社会経済状況の変化等を踏まえた適正な見直しが必要となってきました。施設の中には、使用料を徴収しないもの、使用料を徴収する場合であってもその使用料のほとんどが減額又は免除になっているものもあります。

市の施設の維持管理には多くの税金が使われていることや、施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を考えると、利用する人が応分の負担をすることによって負担の公平性が確保され、受益者負担の適正化が図られると考えられます。

これらのこと踏まえ、「公の施設の運営及び使用料等の見直し基準」の策定にあたっては、次に掲げる項目に沿った検討を行うこととします。

(1) 休館日、開館時間等の見直し

公の施設の休館日や開館時間等のあり方について、「当初の設置目的に照らして利用者ニーズが変わってきていないか」、「利用者から何を求められているのか」といった利用者の視点に立った検討を行います。利用者のニーズを十分に踏まえた上で、市民がより利用しやすい施設としての改善を図るため、職員体制やコスト増の問題、周辺住民の理解なども含め、幅広い視点から検討を進め、休館日、開館時間等の見直しを行います。

(2) 運営主体等の見直し

市民にとって利便性が高く、かつ、質の高いサービスを最少の経費で提供できる施設とするため、施設の設置目的、事業内容等を勘案しつつ、現状分析を行い、運営主体の見直しも含めた改善の可能性を検討します。

(3) 施設の適正な維持管理

公の施設としての業務を遂行する上で、常に支障がない状態に保つことに加え、市民の良好な利用環境を維持、向上させていくために、施設本体だけではなく、什器・備品等の保守管理を徹底し、適切な対応がとれるよう、改善を図ります。

(4) 受益者負担の適正化

利用者にとって使いやすい施設とするためには、施設の機能を維持し、管理運営するための経費が必要です。こうした利用者の便益を確保するために必要となる経費について、その便益を享受する対価として利用者にとって一定の負担を求めることは、施設を利用しない者との公平性を確保する上でも必要なことであると考えられます。限りある財源を有効に活用し、健全な財政を維持していくために、施設の利用者に使用料として一定の負担を求めることとし、これにより、受益者負担の適正化を図ります。

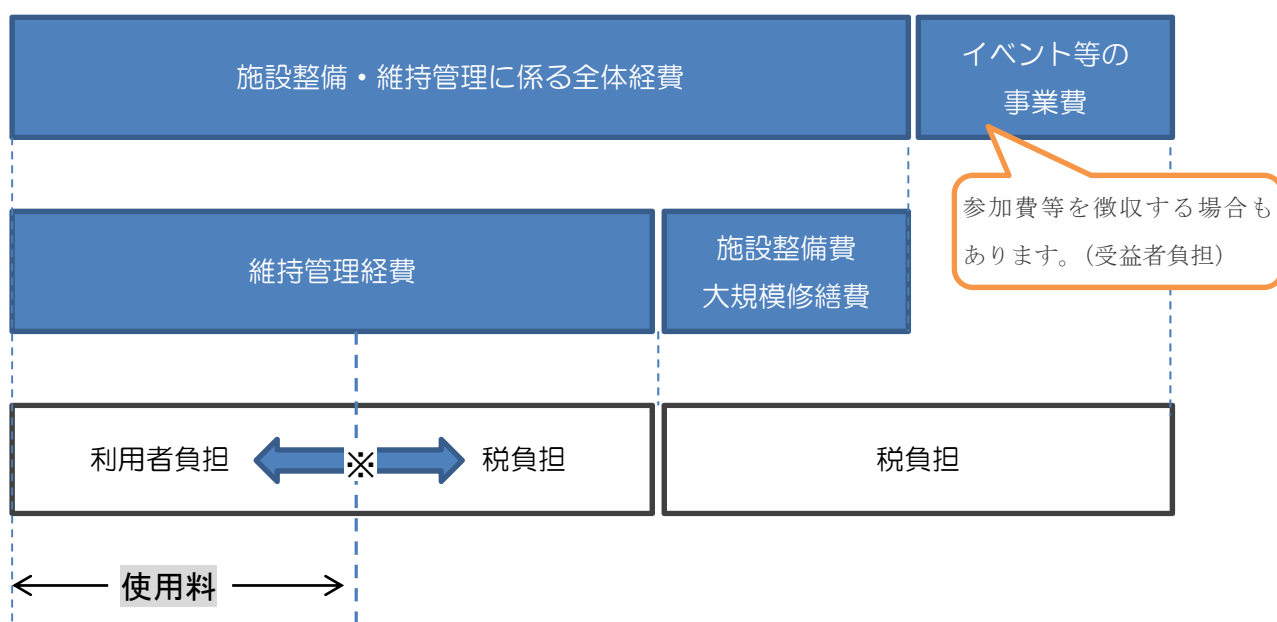
(5) 使用料算定基準の明確化

施設の利用に係る経費の考え方を整理し、利用者が負担する部分と税で負担する部分を明確にするとともに、使用料の設定単位や同種の施設については料金をそろえるなど、施設使用料に関する統一的な指標を定め、市民にとってわかりやすい使用料の算定（見直し）を行います。使用料の算定にあたっては、施設を活用したイベント等の事業費は除きます。また、公の施設が、幅広い市民が利用する「市民全体の財産」である

ことを踏まえ、施設整備費、大規模修繕費等についても使用料の算定基礎となる経費には含めないものとします。

なお、施設には様々なサービスを提供するものがあるため、使用料の算定にあたっては、施設ごとのサービスについて、公共性が強いのか、市場性が強いのかといったサービスの性質を考慮し、検討する必要があります。公平・公正な使用料を算出するため、施設におけるサービスの性質別に、原価（維持管理費）に対する「利用者負担割合」と「税負担割合」を設定することとします。

(イメージ図)



※利用者負担と税負担の割合については、各施設の設置目的、サービスの性質等を考慮し、今後策定する「公の施設の運営及び使用料等の見直し基準」において明らかにします。

(6) 見直しの対象とする使用料

原則としてすべての公の施設の利用に係る使用料を対象とします。これまで使用料の規定のなかった施設も含むものとしますが、自動的に使用料を算定し、設定するものではなく、施設のあり方、役割等を十分に考慮し、今後策定する「公の施設の運営及び使用料等の見直し基準」において、対象とする使用料の範囲を具体的に定めることとします。

なお、法令等により、受益者負担の基準や算定方法が定められているも

の、茅ヶ崎市行政財産の用途又は目的外使用にかかる使用料条例に基づき使用料の額を定めているもの、その他別の基準により使用料の額が定められているものについては、対象としません。

(7) 減免制度の見直し

施設利用者は、所定の使用料を負担しなければなりません。各種団体の活動に対する支援や経済的、社会的弱者への配慮といった観点から、使用料の減額または免除が必要となる場合があります。

また、これまでは、施設ごとの基準により、使用料の減額または免除が幅広く認められてきましたが、今後は、受益者負担の適正化を徹底するため、減免制度が特例的な措置であることを明確にし、その範囲も本来の目的、必要性に即し、できるだけ限定するとともに、施設ごとの基準ではなく、統一的な基準を定めることとします。

4 今後の進め方

- (1) 公共施設白書等を活用し、施設利用者を含めた市民に対し、各施設のコスト等の情報を積極的に提供します。
- (2) 「公の施設の運営及び使用料等の見直し基準」の策定に向けて、市民との意見交換、利用者意見の聴取、有識者会議等による検討、パブリックコメント等により幅広い検討を行います。
- (3) 「公の施設の運営及び使用料等の見直し基準」の策定は、平成27年3月、公の施設の使用料の改定は、平成29年4月を目標とします。（詳細は、7ページのスケジュールのとおりです。）
- (4) 公の施設等の駐車場については、市場性が高く、民間による同種のサービスが提供されていること、利用者が限定されること、目的外駐車排除による利便性の向上が期待できること等の理由により、上記(3)よりも先行して検討し、早期の実施を目指すこととします。

『『公の施設の運営及び使用料等の見直し基準』の策定に向けた方針』等スケジュール

*市民のみなさまのご意見をしっかりと聞きながら進めます。

